

スポーツの平等性に関する研究 ～障がい者スポーツを取り巻く環境～

山本 順之¹ 井藤 英俊¹

A Study on the Equality of Sports
The Environment Surrounding Para-Sports

Junji YAMAMOTO, Hidetoshi ITO

要 旨

本研究の目的は、スポーツの平等性について検討する。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催控え、パラ・スポーツへの関心も非常に高まっている。しかし、実際には、障がい者を取り巻く環境には様々な課題がある。中でも、障がい者が健常者とともにスポーツを行う点においては平等性が担保されていない。学校教育や各種スポーツ大会、さらには国際的なスポーツイベントであるオリンピックにおいて障がい者は健常者とともにスポーツを楽しむことや競い合うことは非常に困難な状況と言える。

そこで本稿では、障がい者スポーツの現状を明らかにし、スポーツの平等性を阻害する社会的イデオロギーが生み出された要因を社会システムの観点から明らかにした。そしてそれらを明らかにすることでスポーツの本質における「平等性」について検討し、スポーツが持つ力とその可能性について示唆した。

Abstract

The purpose of this study is to study the equality of sports. Before the 2020 Tokyo Olympic Games and the 2020 Tokyo Paralympic Games, interest in Para-Sports is growing very high. But, the environment surrounding Para-Sports has various problems. Especially, there is not guaranteed equality when disabled people play sports with able-bodied people. It's very difficult for disabled and able-bodied people to enjoy sports and compete with each other in school, at sporting events, and international games.

In this study, the present situation of para-sports is clarified, and the factors that create social ideologies that hinder the equality of sports are clarified from the perspective of the social system. They were then revealed to examine equality in the essence of sports and to suggest the power and potential of sports.

キーワード：平等性, 障がい者スポーツ, 入試制度, ドーピング

Key words : Equality, Para-Sports, Entrance exam, Doping

I. はじめに

2020年、東京2020オリンピック・パラリンピック大会(以下、東京オリンピック・パラリンピック)が日本中の期待を一身に受け開催される。文部科学省や日本オリンピック委員会(以下、JOC)、日本障がい者スポーツ協会など多くの人々の協力のもと招致活動やPR活動が行われ、2013年9月7日開催地が東京に決定した。そしてこの夏季オリンピック・パラリンピック大会の決定後、日本国内でのオリンピックメダル獲得を目指し、様々な活動や強化策が講じられている。過去、北京オリンピックでの国別強化費は1位ドイツ(274億円)、2位アメリカ(165億円)、3位中国(120億円)、4位イギリス(120億円)、5位韓国(106億円)、6位日本(27億円)であった。その日本が2019年度の強化費を100億4700万円まで増額した。その内、オリンピック競技に79億円、パラ競技に21億円を充てることが決まった(日本経済新聞2018)。この数字だけを見ると、強化費は潤沢で多いように思われるが、種目数や強化選手全体の数を鑑みると個人に充てられる額は決して多くはないであろう。しかしながら、東京オリンピック・パラリンピックの開催によって国が主導となり選手を支える動きや大会自体を支える様々な動きが始動したことは大会開催に伴う影響である。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催のみならず、ラグビーW杯等各種世界大会の開催を契機として、わが国のスポーツへの関心は非常に高まりをみせ、パラリンピック種目のみならず、「アダプテッド・スポーツ^{注1)}」や「ユニバーサル・スポーツ^{注2)}」と呼ばれるスポーツ全般にも広く関心が寄せられている。しかし、障がい者に対するスポーツの門戸は未だ多くの課題があると言わざるを得ない。オリンピックとパラリンピックを区別し、障がい者の障害の度合いに応じてクラス分けやルールを変更することは、障がい者がスポーツを行い、競い合うことを可能にしている。しかし、それは、「スポーツ」ではなく「パラ・スポーツ」といった「障がい者固有のスポーツ」という特殊な形態を作り出している。障がい者が陸上競技やサッカーを行えば、「障がい者陸上」、「障がい者サッカー」の様に区別された名称になる。グットマンは近代スポーツの特性として「平等性」を要素として挙げている(A.グットマン1997)。そして、スポーツ基本法の中にもスポーツの平等性に関する権利やスポーツが担う役割についても明記されている。では、スポーツにおける「平等性」とは何を意

味しているのだろうか。単にルールや機会の均等を意味するものなのか。もしくは、権利や個人の尊厳に関わるものなのだろうか。つまり、スポーツにおける平等性とはきわめて抽象的であり、都合よく用いられているように感じられる。それは、障がい者と健常者を区別し障がい者固有のスポーツを作り上げることで障がい者のスポーツ参与の機会を作り出し、障がい者のためのスポーツという世界を作り上げているのではないだろうか。そして、そこには「障がい者」と「健常者」という明確に区別化されたイデオロギーが内在しているのではないだろうか。換言するならば、「区別」という名のもとに、ある種の差別的なイデオロギーが起因しているのではないだろうか。

そこで本研究では、障がい者スポーツの現状を明らかにし、スポーツの平等性を阻害する要因について明らかにする。そして、「障がい者スポーツ」と「スポーツ」を区別化するイデオロギーについて社会システムの観点から検討する。また、それらを明らかにすることでスポーツの本質における「平等性」について明言するとともに、今後の新たなスポーツの可能性について明示する。

II 障がい者スポーツの現状

今日、障がい者スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきている。特に2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、パラ競技の種目やパラアスリートに注目したメディアの報道はこれまでとは比較にならないほど過熱を見せている。また、国内ではアダプテッド・スポーツやユニバーサル・スポーツも広がりを見せ、地域や学校教育の現場など様々な場面で身近に感じられるようになってきた。そして、障がい者スポーツへの関心は「障がい者」自体にも目を向けられ、学校教育や就労に関する変化が多岐にわたって見られるようになった。

しかし、このような変化が見られる状況において、今なお多くの課題がある。マクロな視点では、オリンピックやパラリンピックをはじめとする各種大会への参加に関する規定や装具の使用に関する規定など障害者のスポーツ全体に関わるものである。また、ミクロな視点では、障がい者が健常者とともにスポーツを行う機会に関する問題や学校教育にかかわる場面で障がい者と健常者に対する区別に関する問題など身近な状況での問題などが挙げられる。本稿では、マクロな視点としてオリンピック・パラリンピックの参加に関する装具の問題を取り上げてい

く、また、ミクロな視点として、障がい者の学校運動部に関する問題や学校教育それ自体に関する課題について検証していく。

II-1障がい者の装具に関する問題

今日、障がい者がスポーツを行う際には、障害の度合いや種類による分類がなされている。特にパラリンピックでは22競技537種目が実施される。そして、陸上競技では58のクラス分けが行われている。その陸上競技では、ロンドンオリンピックで一躍有名になったのが、オスカー・ピストリウス(以下、ピストリウス)である。両足を炭素繊維製の義足で、パラリンピック陸上競技において2004年のアテネ大会から2012年のロンドン大会まで金メダル4個、銀メダル1個、銅メダル1個と素晴らしい記録を残してきた。そして、2012年のロンドン大会では、オリンピックにも出場し、400m準決勝にまで勝ち進んだ。しかしその道のりは容易なものではなかった。IAAF(International Association of Athletics Federation)の「義足が健常者より有利に働くのではないか」と規約で禁止する「競技力向上を手助けする人工装置」にあたるとして出場を禁止された(O.ピストリウス2012)。その裁定に対し、CAS(Court of Arbitration for Sport)に提訴し、それが無効となり、オリンピックへの挑戦権を得た。

その一方で、装具が問題となりオリンピックの出場資格が得られない選手もいる。ドイツのマルクス・レーム(以下、レーム)はロンドン、リオパラリンピックに出場し走り幅跳びや4×400mリレーで数々のメダルを獲得した。2015年にパラ陸上世界選手権の走り幅跳びで8m40cmの世界記録を樹立した(近藤2016)。その記録はロンドン大会の金メダリストを超える記録であった。このような活躍がある中で、レームはIAAFから「装具が競技上有利でないことを選手自身が証明しよう」と条件が提示された(後藤2016)。それに対し幾度となく説明をしてきたが、IAAFからは説明が不十分という回答があるだけであった。それでも、オリンピック出場の夢を叶えるために記録を伸ばし続け、2018年パラ陸上ヨーロッパ選手権では8m48cmを記録し、優勝した。それは男子の記録では世界3位の記録と同等のものである。レームはオリンピック出場を「スポーツは世界を変える力がある、五輪選手とパラ選手の共生が普通だと示せば、社会でもそれが普通だと学べる」と自らがオリンピックとパラリンピックの架け橋になることが目的と述べている(日本経済新聞

2019)。

また、パラアスリートで卓球のナタリア・パルティカ(以下、パルティカ)や水泳のナタリー・デュトワ(以下、デュトワ)は、パラリンピックとオリンピックの両方に出場した数少ない選手だ。パルティカは卓球で右腕が肘までしかないため、サーブでの工夫が必要であるが、競技自体に特別な配慮を必要としていない。デュトワは水泳競技で左足切断の状態で義足や装具をつけることなく競技に参加している。そして、2008年の北京大会に800mの選手として出場を果たした。彼女らがオリンピックに出場できたのは、「装具を使用しない」ということが、大前提になっている。しかし、スポーツの世界では競技力向上、100分の1秒を縮めるため、僅か1cm距離を延ばすためにスポーツ用具の開発が行われていることは疑いのない事実である。そんな中で、障がい者の「装具」をいわゆるドーピングと同様なものとして禁ずることは極めてイデオロギー的な認識と言わざるを得ない。本来、障がい者が健常者とともに生活をするために必要とされた装具を障がい者が使いやすいものに改良することに反対する者はいないだろう。しかし、スポーツの競技用に改良し、競技力向上のためにある一定の基準までは認められるが、それを超えた時にドーピング扱いされてしまう。障がい者が障がい者スポーツを行う上での装具と障がい者が健常者とともにスポーツを行う上での装具には、それらを許容できる範囲を決める社会的イデオロギーがあると言える。装具を使わなければ、オリンピックには出場できるが、レームの様に装具を使うことでそれが阻害されるというのは、まさに健常者のスポーツが脅かされる、いわゆる障がい者が健常者より勝つてはならないという偏見的差別ではないだろうか。換言するならば、健常者が障がい者にスポーツをする機会を作り、それが障がい者スポーツであり、装具の使用を認めたというある種の飛び地となっている。そして、それは、障がい者がスポーツを行う上で、オリンピック・パラリンピックのようなマクロな側面だけでなく、もっと身近なところでも同様な問題が表出している。

II-2学校教育における障がい者とスポーツ

II-2-1学校教育と障がい者スポーツ

2013年9月「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、これまでの障がい者の就学の仕組みが変更になった。これまでの障がい者が、学校教育において特別支援学校に通うことは一般的なことであった。し

かし、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消を推進する法律)によって、わが国では様々な面で合理的配慮を行うことが定められ、今日では障がい者の就学についても保護者や障がい者のニーズによって就学の選択の幅が広がっている。このような状況の中で障がい者がスポーツを行う環境は決して十分とは言えない。特別支援学校ではある程度限られた種目ではあるが運動部としての活動が行われている。しかしそれもごく限られた者である。中には健常者同様にスポーツを行える者もいるであろうし、アスリートとしての素質を秘めた者もいる。その一方で、健常者とともに学校運動部でスポーツを行うことは、障がい者を学校が受け入れることができるということ以上に難しい問題でもある。例えば障がいの種類や度合いによって様々なサポートや配慮が必要となり、障がい者自身に対する配慮だけでなく一緒に行う健常者に対する配慮も必要になる。例えば、陸上競技では健常者の大会に障がい者が参加する際には、記録を認定したりサポートできる専門のスタッフがいないといけない。このような状況の中で、学校運動部に障がい者が参加することや障がい者が自ら興味のあるスポーツを行う機会は限定的と言える。しかしながら、そのような状況においても障がい者が健常者とともにスポーツを行い、競い合う者もいる。

パラ陸上の重本沙絵(旧姓:辻)選手は生まれつき右肘から下が欠損しているが、幼いころよりハンドボールを始め、高校時にはインターハイベスト8の成績を残し、日本体育大学に進学した。彼女は左手だけで健常者とともにハンドボールを行い、努力の末レギュラーを獲得し試合に臨んだ。その結果ハンドボール界でも優秀な選手となりハンドボールで大学進学を果たした。彼女のように障がい者という枠ではなく、一人のスポーツ選手としてスポーツに取り組める選手は決して多くはないだろう。実際、そのような申し出を受ければ、積極的に受け入れようとするのかもしれない。しかし、そのような状況で怪我や体力差、さらには障がい者が健常者よりも劣っている点があるという思い込みから指導者や選手同士の中で特別視することもあるのではないだろう。重本は対談の中で「ハンドボールの試合で相手が障がい者と思って対応することで相手の隙を突き攻撃したり得点した」と話している(Sporttie.com2016)。

また、2019年には日本版NCAA、(UNIVAS)の運用開始に向け、急ピッチで大学の統括組織づくりが進めら

れてきた。そこでは大学スポーツの振興を目的とし、学生のスポーツ支援を行うとともに大学スポーツの社会貢献に大きな意義を見出している。それは、これまでの学校教育機関におけるスポーツの社会的・文化的価値が認められてきた証とも言える。しかし、大学スポーツの価値が高まる一方で大学における障がい者スポーツに関しては未だ整備されていない。今後整備していく方向性にあることは間違いないが、現時点では健常者を対象としたスポーツの整備が大部分を占めている。その大学における障がい者スポーツの現状について藤田らは、障がい者スポーツにおける先進的な取り組みとして北翔大学、大阪府立大学、筑波大学、日本体育大学付属高等支援学校、順天堂大学、北九州市立大学、久留米大学、広島大学の例を報告している(藤田2017;2018)。しかし、UNIVASが大学スポーツの振興として目指す目的とは異なるものである。UNIVASが競技スポーツとしての大学スポーツに価値を見出しているのであれば、現在の大学における障がい者スポーツは、未だにスポーツとして認められていないようにさえ感じられる。そして、そのことは学校教育制度における障がい者スポーツの位置付けや障がい者に対する差別化にもつながっているのではないだろうか。

II-2-2 学校教育制度と障がい者配慮

スポーツを行う者のために各種学校においてスポーツに特化した推薦入試制度が行われている。いわゆる「スポーツ推薦入学試験制度(以下、スポーツ推薦)」と呼ばれるものである。特にスポーツの強化を行うスポーツ系の学部、学科、コースのある大学や高校で一般的な入試制度である。最近では「スポーツ推薦」のみならず、「スポーツAO」や「一芸入試」といった名称こそ異なるが、スポーツに特化した優れた実績や能力を有する選手を獲得するための入試制度も増えてきている。北らの調査ではスポーツ推薦制度がある学校の割合が30.5%と約3割を超える大学がスポーツ推薦制度を実施している。さらに、スポーツ推薦と強化指定クラブがある割合を21.6%と報告している(北2014)。そのスポーツ推薦は1967年の大阪体育大学の導入が始まりとされている(小野2017)。その後多くの大学でスポーツ推薦が取り入れられてきた。それによってもたらされた学力の低下や過剰な選手獲得のための競争といった問題が近年では顕在化してきた。いずれにせよ大学におけるスポーツ振興の広がり近年目覚ましいものである。しかしそんな中、そのようなスポーツ振興には障がい者スポーツに関する内容はほとんど含ま

れていない。また、大学における入試制度においても障がい者に対する大きな壁とさえ感じられる。今日スポーツ推薦で障がい者が受験することは特別に拒否されるような文言は見られない。しかし、その一方で障がい者のスポーツ推薦を受け入れる、もしくは障がい者スポーツの選手を受け入れる文言を明記している大学は非常に少ない。そんな中、日本福祉大学ではスポーツ推薦に「障がい者枠」という制度を設けている。また、西九州大学においてもスポーツ特別推薦入試にパラ・スポーツ(全種目)という項目が2020年度の募集要項に加えられた。日本体育大学では障がい者のスポーツ受験に対して、陸上の中にパラアスリートブロックという内容を設定している。その他、多くの大学では障がい者の受験を拒否するような文言はないが、積極的に受け入れようとする大学も見られない。

今日、スポーツに対する関心が高まり、障がい者スポーツへの関心も同様に高まっている。昨今のメディアではパラアスリートを取り挙げた内容が多いことから社会的関心の高さを感じられる。東京オリンピック・パラリンピックの開催がメディアや人々の関心を高める後押しをしている時だからこそ、日本を牽引してきた大学スポーツが変化を見せる時なのではないだろうか。大学における入試制度や授業料の減免措置、さらには様々なアスリートのサポートをするモデルケースになり、健常者と変わらなく障がい者もスポーツに関わる入試制度の範疇とはならないだろうか。それは、単に障がい者のスポーツの機会に対する平等性を意味するのではなく、スポーツにおける障がい者と健常者の平等性を意味するものである。

Ⅲ スポーツにおける障害

わが国において、スポーツ経験がない人はほとんどいないのではないだろうか。その理由は、戦後学校体育においてスポーツが取り入れられ、戦前の修練や軍事教練の一環から身体運動文化としてスポーツが取り入れられたからである。今日、体育ではスポーツを教材とした、いわゆるスポーツ文化の享受とスポーツを手段とした教育的効果に大きな意味が持たれている。スポーツへの社会化において、学校体育や学校運動部(社会化の状況)が、重要な役割を担っている。学習指導要領(文部科学省2017;2018)においては小学校のゲームや中学校、高等学校での器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスと様々なスポーツの体験の場となっている。また、特

別支援学校においても同様にスポーツの機会が保健体育の授業で担保されている(文部科学省2018)。そして、保健体育の授業以外には課外活動として取り入れられている。しかし、障がい者スポーツには、障害の度合いによったクラス分けや障害の種別によって統括団体が分かれている。つまり、特別支援学校に通う生徒にとって健常者のスポーツと障がい者のスポーツというような二分化されただけでなく、健常者、聴覚障害、視覚障害のように細分化されている。今日、陸上競技やテニス、水泳といった各種競技団体は障がい者の各種団体との交流がもたれ、指導者や運営面でのサポートも増えてきている(藤田2013:34-35)。

また、障がい者が健常者と同様に学校に通い、学校運動部に所属する場合と学校外の地域のスポーツクラブや障がい者のスポーツの競技団体で行う場合がある。そもそも、健常者同様に学校に入学することができるかという点においても大きな壁がある。換言するならば、障がい者を学校側が受け入れられるか否かという点が問題となる。今日、文科省は合理的配慮を行うことを義務付けているが、現実的には、学校施設のハード面、受け入れ教員等のソフト面において大きな課題があると言える。上出は「障がい者のスポーツ参加について、特別支援学校に通う生徒より、普通学校に通う生徒の方が傷病や事故の発生を危惧して見学又は一部参加、審判や記録などの手伝いに留まっている現状がある」と指摘している(上出2017)。また、藤田らが大学内の障がい者スポーツの位置づけに関して他の運動部とは異なり、障がい者スポーツの支援について言及しているが、学内でそのような活動や気運が高まっていることは現在の学校教育機関にとって大きな一歩と言える。さらに、地域との連携や他大学との連携・交流も行われるようになり活動の広がりを見せていることは非常に意味のあることと言える。今日、障がい者に対する「合理的配慮」や「インクルーシブ教育^{注3)}」といった社会的潮流はこれからの障がい者スポーツの変化に重要と言えるだろう。そして、そのことは学校教育の変化に一石を投じることとなり、さらには、スポーツ界全体の変化へと繋がっていくであろう。社会はスポーツの鏡と言われるように、それぞれが両輪となり障がい者スポーツと健常者のスポーツの壁をなくすることができるのかもしれない。しかし、渡が「スポーツが健常者と障害者との差異化を助長してきた」と指摘する(渡2005)ことや大野が「健常者/障がい者という二元論が浮き彫りにす

るのは、両者の間に厳然と存在する階層性と非対称性である」と述べる(大野2016)ようにスポーツにおいて健常者と障がい者を区別することこそがその壁をさらに高くしているのかもしれない。

Ⅳ スポーツの本質と障がい者スポーツ

スポーツとは本来、それ自体を目的とするものであって、手段として行われるものではない。しかしながら、今日ではスポーツに何らかの意味や意義を付加し、手段として意味を重要視する傾向にある。それはわが国のスポーツの発展において学校体育や企業スポーツ、いわゆるアマチュアリズムの発展が大きな影響を与えていると言える。特にわが国の学校体育では、スポーツを道具的に用い、教育効果を得る手段とされてきた経緯がある。また、学校体育以外にも日本のスポーツの発展において、スポーツそれ自体を楽しむことよりもスポーツを通じた人間形成や人格形成を謳った、いわゆるスポーツによる社会化の部分が強調されてきた。

今日、スポーツを取り巻く問題には体罰や過剰な勝利主義、さらには、学校運動部を学校経営の手段として用いられること等様々である。2006年～2009年には大学全体の4割超が定員割れを起こしていたが、2018年問題に対し様々な方策を講じた結果、2018年には定員割れは私立大学の210校(36.1%)となっている(日本私立学校振興・共済事業団2018)。その一端にはスポーツ学生の確保が大きな役割を担った大学も少なくないだろう。II-2-2で述べたように、スポーツの強化を打ち出し、様々なスポーツ系サークルの強化に乗り出し学生募集が行われている。このように、学校経営のためにスポーツを用いる経営戦略を打ち出すことを否定することはできないが、こうした経営戦略によって学力の低下や学士力の質の確保が困難になっている現状も否めない。

また、このような現状において各学校がスポーツを手段として用いる中で、いわゆる健常者のスポーツがターゲットになっている。わが国の障がい者の割合は約6%とされている。また、その障がい者でスポーツを行うものはさらに少なく、経営戦略的にスポーツ学生の確保という観点で見ると、健常者のスポーツ学生に重点を置くことは当然と言える。

今日では「合理的配慮」という国の指針が様々な場面で求められており、入学試験や教育の現場においても同様に求められている。しかしながら、現在のわが国の学校

と呼ばれる教育機関では、小学校の段階から、小学校、中学校、高等学校と選べる自由があるにもかかわらず、特別支援学校(小学部、中学部、高等部)へ入学することを余儀なくされている者も少なくない。確かに、障害の度合いによって特別支援学校で教育を受けることが自身のためになる生徒もいるが、中には普通学校に通うことを望むが、学校側の受け入れ態勢や支援の関係上、その希望がかなわない生徒もいる。それは、スポーツにおいても同様なことが言える。陸上競技のように記録会や競技会が行われる際、健常者と障がい者が同じ種目で記録を競い合う機会は非常に少ない。その理由には、スポーツを統括する団体が異なり、障がい者の記録を認定したりサポートができる者が記録会や競技会にいなければならない。また、障害のクラスによってガイドランナーやスターティングブロックの使用、フィニッシュ等様々な配慮が必要となる。このような特別なルールを設定するのは、有利にするのではなく、できないことを可能にするために必要とされている(関2016)。つまり、障がい者が陸上の競技会に出場するためには、大会を管理する側の配慮が必要ということである。換言するならば、受け入れる側の配慮が可能か否かということで障がい者の選択肢が決まってくるのだ。本来スポーツとは自らが主体となり自由意志の下行うものである。それは、人類にとっての権利の一つでもあり、阻害されてはならないものではないだろうか。健常者が中学校や高等学校を選択し、学ぶことができるよう、障がい者も自らが学ぶ場を自由に選択できるようにならなければならない。リオパラリンピックに出場した重本は、大学入学後、度重なる怪我によってハンドボールから障がい者陸上競技へと転向した。重本は健常者の中でレギュラーとしてやってきた自負心からパラ陸上転向へ葛藤を抱え両方を行っていた(東京都障害者スポーツ協会2018)。しかし、その後パラリンピックメダリスト山本篤選手の活躍に感銘を受け本格的に競技を行うようになった。重本の決断には様々な思いがあるが、いつかはオリンピックに出場し、健常者にも勝てるようになりたいという強い思いを持っている(Sportie.com2016)。

このように、重本は自らの障害と向き合いながら、一人のスポーツ選手としてスポーツと向き合っている。パラ陸上でメダルを目指すとともに、ハンドボールで健常者と競い合ってきたことから、ボーダーレスの可能性を十分に見据えている。

確かに、障がい者スポーツにおける特別なルールの設

定や様々な配慮が必要であると言えるが、それらを必要としない、もしくは、それらの特別なルールで培われた競技力や精神力が健常者と競い合うアスリートを育てているのかもしれない。また、ダニングが「スポーツは暴力を特別な形で合法化した社会的飛び地」(E.ダニング1986)と述べるように、スポーツはある種特別な社会システムをと言えるのではないだろうか。そこでは、日常社会とは異なる「障がい者」、「健常者」という区別ではなく、スポーツを介して平等な立場になれるのではないだろうか。換言するならば、日常社会とは異なり、1人のアスリートとして競い合える場なのではないだろうか。重本がスポーツで戦い続けるのはスポーツが本質的にそれ自体を楽しみ、競い合えるものだからではないだろうか。それこそがスポーツ本来の姿なのかもしれない。

V スポーツの平等性

V-1スポーツが可能にする平等性

近代スポーツ発展において、グットマンは近代スポーツの特質の一つとして「平等性」という性質を挙げている(A.グットマン1997)。しかし、その平等性はスポーツでの競争性においてのものである。それは、ルールという競争原理の中での基準と言い換えることができる。そして、競争を平等にするために様々な制約を設け、特定の競技者に優位にならないことが目的とされている。1994年のリレハンメルオリンピック後にスキージャンプ競技において大きなルール変更が行われた。さらに、1998年長野オリンピック後に新たなルールの変更が行われた。それは、スキー板の長さに関する規定やジャンプスーツと呼ばれるウェアの厚さに関する規定であった。それまで、日本はスキージャンプにおいて素晴らしい活躍を見せていた。しかし、そのルールの改正によって日本人に不利な規定だとする意見も表出した。その改正ではスキー板の長さを身長 146% (改正前は $+80\text{cm}$)とすることやウェアの厚さを 8mm 以下(改正前は最大 12mm)と制限することで全体の飛行距離を制限するというものであった。しかし、それらのルール改正は平等性という点において大きな問題へと波及した。それが、高身長選手の減量問題であった。極端な減量によって高身長選手が体重を軽くし飛行距離を伸ばそうとしたからである。その後もルール変更を何度も行い、現在ではBMIから算出される数値によってスキー板の長さが決められている。このような、スポーツにおけるルールの制定はある特定の者に優位に働

くためのものではなく、競技者全てにおいて平等性を担保するためのものである。丸山はスポーツの制度化において「ルールが公的に標準化されることがその第一条件であるが、その過程の中で、組織やテクノロジー、シンボル、教育といった様々な面でスポーツは変容を受け、秩序化され公式化されていく」(丸山2007:12)と述べている。しかしながら、このようなルールの制定によって競技者間の平等性を担保しているようであるが、実際には、それぞれ個人の特性や身体的個人差がある。その個人差を埋めるためにトレーニングや食事、さらには用具の開発が行われている。つまり、本来スポーツとは個人差という不平等を平等にする機能を持っている。しかし、それは障がい者スポーツという枠やいわゆる健常者のスポーツという枠の中だけで行われているものである。故に、障がい者スポーツを行う者には障がい者スポーツの特別ルールを制定することで平等性が保たれているにすぎない。本質的には、障がい者が健常者と同様にスポーツを行うためにルールの制度化が必要なのではないだろうか。日常社会の中でも障がい者と健常者が共に生活するために「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」という考えが生み出されたように、スポーツという特殊な世界だからこそ、障がい者が障害を感じることなく、健常者と障がい者という区別なく、スポーツを共有できるのではないだろうか。

わが国のサッカー界に羽中田昌という指導者がいる。彼は事故により脊椎損傷で下半身不随となった。その後、指導者としてのキャリアを積み2006年にJFA公認S級コーチのライセンスを取得し、JリーグやJFLといったプロ・サッカーチームでの指導者を行った(戸塚2017)。障がい者が健常者にスポーツを教えるといった先駆的な人物である。しかし、そのことに多少なりと違和感を覚える者もいるかもしれない。健常者が障がい者にスポーツを指導する、いわゆる「障がい者スポーツ指導者」という有資格者が障がい者にスポーツを指導することは当たり前のように思われている。しかし、羽中田はそれとは異なり障がい者が健常者にスポーツを指導した数少ない指導者でもある。

また、ピストリウスやパルティカのように障がい者が健常者とともに競い合うことができるのは、まさに平等性が担保されたスポーツだからこそできることなのではないだろうか。羽中田の様に競技者としてではなくスポーツに携わる人間として健常者と障がい者を一体化することがで

きるものもスポーツの持つ機能と言えらる。しかし、その健常者と障がい者を結びつけるためには大きな障壁があることは言うまでもない。

V-2 ドーピングとしての装具

健常者と障がい者のスポーツにおける平等性を考えるうえで最も大きな壁となるのは、障がい者の使用する装具についてである。特に陸上競技等での義足が加速装置としての役割を担い、競技力を大幅に向上させているという見方だ。近年では、「道具ドーピング」や「テクニカル・ドーピング」と呼ばれ、障がい者が健常者の記録を脅かすや直ぐにその問題が叫ばれる。かつて、水泳界でスイムウェアが問題となり、着用が禁止された事例や酸素カプセルがドーピングの可能性があるということから一時禁止された事例がある。近年では競技力を向上させるためにスポーツ用具の開発は日進月歩である。例えば、サッカーシューズの表面にラバーを張り、ボールにスピンのさせるための改良やかつて禁止されたスイムウェアの開発、さらには低酸素状態でのトレーニングを可能にする低酸素室の使用などは、ドーピング問題に抵触しないのであろうか。また、マウスピースの使用や怪我の治療のために人工関節、人工靭帯によってスポーツに復帰した選手は問題視されるのであろうか。レームにIAAFが突き付けた「装具が競技上有利でないことの証明」とは、果たして何を意味するのであろうか。ドーピングは自らの持つ力以上の力を発揮するためのものであり、障がい者にとっての装具を自らの肉体と比較することは不可能ではないだろうか。装具も改良され、選手が好記録を出すために進歩していくことは当然のことである。先に例示した用具と装具を全く同じとすることはできないことは理解できる。しかし、競技力を向上させるために改良が進むことはスポーツの世界ではごくごく一般的なことである。スポーツにおいて肉体を強化し、優れた用具を使用することが競技スポーツにおいては必要なことである。メルロ＝ポンティが「盲人の杖は知覚の対象ではなく身体の一部であり、身体的総合の延長」(Mメルロ＝ポンティ1967:253)と表すように、障がい者にとっての装具はもはや身体の一部となっている。また、田中は、「義足を自らの足と認識するのは、周囲の人々にとっても同様なことだ」(田中2016)と述べている。その一方で、佐伯は『スイムウェアの驚異的効果やピストリウスのカーボン製の義足はもはや用品ではなく「装置」と呼び、この先、身体

の一部を人工器具化したサイボーグアスリートの登場が予想される』(佐伯2015:62)と述べている。このような身体の見え方の違いが、障がい者にとって大きな壁となっている。そこには、障がい者が健常者より劣っているというイデオロギーがあり、レームのように健常者に勝る記録を出すと、それまで応援していた人々は手のひらを返したように、義足の問題性を指摘する。そして、用具の開発と同様に装具の開発が進むことを別次元のものとして考えていく。このように開発が進むことで障がい者のスポーツが、健常者とは区別された特別なものとして位置付けられる。つまり、障がい者スポーツという領域を作り上げているのは健常者に他ならない。健常者が障がい者スポーツの領域に足を踏み入れることは、障がい者との共生と呼ばれ、障がい者が健常者のスポーツに足を踏み入れるにはテクニカル・ドーピングに象徴される道具としての装具が大きな壁となり健常者の意識の中で大きな問題として認知されているのかもしれない。

VI まとめ

本稿では障がい者スポーツの現況をマイクロ＝マクロな視点として、オリンピック・パラリンピックに象徴される競技スポーツと学校教育における障がい者スポーツについて明らかにしてきた。今日のスポーツにおいて障がい者のスポーツ参加における問題が散見しており、その本質には障がい者と健常者を区別し、「障がい者スポーツ」という領域を作り出したことである。そこには、健常者が障がい者の装具を「テクニカル・ドーピング」と称し、健常者と障がい者を区別化するイデオロギーが内在していた。渡部が「障がいのある人に対する嫌悪感は近代という時代がつくりあげたハビドゥス」(渡部2005)と言うように、健常者は障がい者よりも優れているという社会的イデオロギーによるものである。それは今日の社会システムが作り出した創発特性であり、健常者によって作り出されたものである。

また、学校教育においても健常者を中心とした制度が整えられているにすぎない。これまでの教育制度の中では障がい者が学ぶ学校が特別支援学校として位置付けられてきた。障がい者が健常者とともに学校教育を受ける機会が制度上は存在したが、その多くは学校の設備や支援体制を理由に容易なものではなかった。学校運動部においても同様であり健常者とともにスポーツを行う機会が非常に少なく、パラアスリートのような優れた選手で

あってもスポーツに特化した入試制度では健常者と比較され多くの場合対象とならない。すなわち、我々が生活する社会では、障がい者はあくまでも社会的弱者として健常者と区別され特別な領域とされている。

このように障がい者と健常者が平等な存在となることはこれから先もないのかもしれない。しかし、学校教育制度において障がい者の就学の選択の可能性が広がったように、スポーツにおいてもその可能性が広がり健常者が共に競い合うことが可能になるのではないだろうか。本来、スポーツは儀式的で非日常的なものである。それ故に健常者と障がい者が平等な場としての「スポーツ」は大きな可能性を秘めている。つまり、スポーツにおける平等性とは、スポーツそのものであり、健常者と障がい者という区別なく一人の人間としてスポーツを楽しみ、競い合えるものではないだろうか。もしかすると、ピストリウスやレームのような装具を必要とする障がい者は、スポーツを行っている時だけは、自らが障がい者ということを忘れ、一人のアスリートとして認識できるのかもしれない。「健常者」、「障がい者」という区別をなくしてくれるのがスポーツの持つ平等性なのではないだろうか。

注

1) アダプテッド・スポーツ(矢部2011)

アダプテッド・スポーツ(adapted sports, AdS)は、adaptedとphysical activityを合わせた日本語の造語である。具体的には、スポーツのルールや用具を実践者の「障害の種類や程度に合わせたスポーツ」であり、「その人に合ったスポーツ」という意味となる。その対象は、障害者や高齢者など身体能力の低い人たちを対象とする。

このアダプテッド・スポーツの概念は、障がいなどのある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境をインクルージョンしたシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づいている。

2) ユニバーサル・スポーツ

ユニバーサル・スポーツ(universal sports)は、アダプテッド・スポーツのような障がい者に合わせた形で特別なルールや形態によるスポーツではなく、障がいの有無に関係なく一緒に実践できるスポーツ。また、体力、体格などで有利な人だけがゲームの主導権を握り、活躍するのではなく、それらに劣る人も同じように得点獲

得や勝敗に関わることができるよう考案され構造化されたスポーツ(藤田2008)。

3) インクルーシブ教育

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするための目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている(文部科学省2012)。

参考・引用文献

- 藤田紀昭(2007)「知恵蔵2007」朝日新聞出版。
- 藤田紀昭・齊藤まゆみ・清水聡・友添秀則(2013)「現代スポーツ評論29 障がい者のスポーツ:その課題と可能性」創文企画, 34-35.
- 藤田紀昭(2017)「大学の先進的な取り組み」2017年度障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究—テレビCF, 大学の先進的取り組み, 地域現場の実態に注目して—(公財)ヤマハ発動機スポーツ振興財団。
- 藤田紀昭(2018)「大学の先進的取り組み調査」2018年度障害者スポーツを取巻く社会的環境に関する調査研究—パラリンピアン, 競技団体, 大学, 地域現場に着目して—(公財)ヤマハ発動機スポーツ振興財団。
- Guttmann, Allen (1994) *GAMES & EMPIRES: Modern sports and cultural imperialism*, Columbia University Press. (=1997, 谷川稔 池田 恵子 石井 昌幸ほか訳『スポーツと帝国 近代スポーツと文化帝国主義』昭和堂, 3-4.)
- 大野哲也(2016)「スポーツと平等性—ジェンダーと障がい者スポーツの視点から」桐 蔭論叢第33号。
- 小野雄大(2017)「わが国における大学スポーツ推薦入試の形成過程」体育学研究62 巻2号, 599-620.
- 上出杏里(2017)「障害児からみた障がい者スポーツ」The Japanese Journal of Rehabilitation Medhich in54巻1号, 46-54.
- 近藤良享(2016)「スポーツ・ルールにおける平等と公正

- ～男女別競技からハンディキャップ競技へ」スポーツとジェンダー研究14巻, 132.
- 北徹朗・西垣景太・高橋宗良・ほか(2014)「大学・短大における課外スポーツ活動支援に関する調査報告書」(公社)全国大学体育連合.
- 後藤太輔(2016)「チャレンジド第1回“跳びすぎた男”, 第2回「義足男になった気分」朝日新聞DEGITAL (2016,1,14) (2016,1,20) <http://www.asahi.com/special/challenged.athletics/markusrehm/01.html> (最終閲覧日:2019年8月28日),<http://www.Special/challenged/athletics/markusrehm/02.html?fromFooter>(最終閲覧日:8月28日)
- 佐伯年詩雄(2015)「スポーツ用品と身体」井上俊・菊幸一編著「よくわかるスポーツ文化論」ミネルヴァ書房, 62.
- 関幸生(2016)「IPC Athletics 競技規則解説」(一社)日本パラ陸上競技連盟.
- Sportie.com Magazine (2016)「辻沙絵×東俊介対談ハンドボールの経験があるからこそできること」<https://sportie.com/2016/07/tuji-azuma-part1> (最終閲覧日:2019年8月28日).
- 丸山富雄(2007)「スポーツと社会」スポーツ社会学ノート現代スポーツ論, 中央法規, 12.
- Merlo, Gianni., Pistorius, Oscar (2008) DREAM RUNNER: IN CORSA PER UN SOGNO, Rizzoli. (=2012, 池村千秋訳『オスカーピストリウス自伝—義足こそが僕の足』白水社.)
- Merleau-Ponty, Maurice, (1945) La Phenomenologie de la Perception, Gallimard (=1967, 竹内芳郎・小木貞孝訳『知覚の現象学I』, みすず書房, 253.
- 文部科学省(2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm (最終閲覧日:2019年8月28日).
- 文部科学省(2017)「中学校学習指導要領」(2018)「高等学校学習指導要領」.
- 文部科学省(2018)「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)」.
- 日本経済新聞2019年9月12日.
- 日本経済新聞2018年12月21日.
- 日本私立学校振興・共済事業団(2018)「平成30(2018)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター.
- 田中愛(2016)「スポーツ身体論の現象学的考察—アダプテッド・スポーツ実践に生じる「意味」としての身体に着目して—」体育・スポーツ哲学研究38-1, 46.
- 東京オリンピック・パラリンピック準備局(2018)「東京都障害者スポーツ選手発掘事業パラリンピック選手発掘BOOK22競技紹介」, 東京オリンピック・パラリンピック準備局 パラリンピック部障害者スポーツ課.
- 戸塚啓(2017)「必ず, 愛は勝つ! 車イスサッカー監督 羽中田昌の挑戦」講談社.
- 渡正(2005)「「健常者/障がい者」カテゴリーを揺るがすスポーツ実践—車椅子バスケットボール選手の語りから—」スポーツ社会学研究13巻, 42-43.
- 渡部憲一(2005)「身体障がいとジェンダーにスポーツを読む」高菅出版, 59.
- 矢部京之助(2011)「アダプテッド・スポーツの由来」日本アダプテッド体育スポーツ学会 <http://www.adapted-sp.net/yan-jiu-qing-bao/adapteddo-supotsuno-you-lai>(最終閲覧日:8月28日).